

防犯まちづくり推進プラン(地域防犯力アップ作戦)

～地域(広域)推進体制～

[「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン」の関連プラン]

京都府 府民労働部
警察本部

I プラン策定の趣旨

犯罪情勢は、平成14年度をピークとして減少傾向にありますが、昭和期と比較すると依然として発生件数は高く厳しい状況にあります。地域の連帯意識の希薄化の解消なども含め、これまでから行政・警察・府民が連携した取組みの重要性が叫ばれてきました。

京都府では、平成16年12月に制定された「京都府犯罪のないまちづくり条例」に基づいた計画を具体化するため「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン」を策定し、今まで警察力の充実・強化や府民の防犯活動の促進などに取り組み、犯罪発生件数は着実に減少してきています。

こうした流れを止めることなく、一層の犯罪情勢の改善と、府民の体感治安回復を図るため、今後、より地域に密着した持続可能な防犯活動と、府民の身近な場所で防犯意識を醸成していくよう、「仕掛け・仕組み」が柔軟に展開でき、府民活動を支えることのできる体制づくりが不可欠となってきています。

このため、丹後から山城までそれぞれの地域性の異なる京都府の実情を反映した、地域に受け入れられやすい体制づくりを進め、府民に身近な現場において実践していきます。

II 地域(広域)推進体制の構築

1 現状と課題

(1) 府域全体の推進体制

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」を推進母体として、本部の構成者・団体がそれぞれの組織系列で取組を推進しています。

今後、子ども地域見守り隊など地域ボランティアへのきめ細やかな支援が各地域で行えるよう、またそれらを含む多くの主体が連携できる仕組みが必要です。

(2) 各地域での推進体制

Ⓐ 警察署を核とするもの

警察署では、警察署単位に防犯協会及び防犯推進委員協議会、交番単位に交番等連絡協議会を設置し、それらの組織が警察と府民との橋渡しを行っています。また、これらの団体は防犯意識の醸成や啓発の中心的な役割を担い、住民の地域防犯活動についても、交番・駐在所とともに支援の両輪となっています。

子ども地域安全見守り隊など府民の防犯意識・活動が高まるなか、今後、より地域に根ざした活動を多くの主体と連携して行っていく必要があります。

Ⓑ 市町村を核とするもの

市町村では、生活安全関係条例が制定されており、それに基づく推進組織を設置し、関係機関が参画して防犯活動を推進しています。

引き続き、地域住民の防犯意識の高まりに対応し、防犯活動がより活性化されるような推進役として組織機能の向上が求められます。

③ その他

市町村域を越えた広域単位の推進組織としては、一部で情報共有等を目的とした組織体（地元警察と防犯ボランティアが共管する「相楽地域安全連絡会議」、振興局が主管となる「安心安全乙訓ネット」）が見受けられる他は、広域横断的な連絡等組織はありません。

既存組織についてはさらなる機能向上を、その他の地域では横断的に連携しながら地域防犯力を高めることが出来る仕組みづくりが求められています。

（3）類似組織の状況

「安心・安全まちづくり」の一方の柱である地域防災や危機管理については、災害時の対応も含め府の計画等を踏まえた広域組織が各広域振興局に設置されています。

府の地域における総合行政の担い手である広域振興局が、今後地域防犯力に関してもその役割の一端を担い、様々な主体のつなぎ役としての機能発揮が求められています。

（4）地域組織との連携

府内全域で「子ども・地域安全見守り隊」など子どもを見守るボランティア団体が活動を続けており、府が行っている資機材等支援事業に申請した団体は「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」のパートナー団体に位置づけられています。

府（推進本部）とそれらの団体との関係については、団体間の地域連携へと結びつくような情報共有や、活動の共同参加など、今後連帯感を醸成しながら、防犯意識を高めていく必要があります。

また、地縁組織以外の主体が実施する防犯活動も行われてきており、様々な主体の社会貢献活動と地域との結びつきが今後求められています。

2 施策（推進組織）の方向性

丹後、中丹、南丹、京都市域、山城それぞれの地域に応じた防犯の取組を実施するため、それぞれに推進母体（連絡組織等）の設置を進めます。

構成は、行政関係機関、地元警察及び地域組織や防犯活動を実施する主体の参画を求め、犯罪情勢や必要となる取組についての情報共有を行い、地域の課題に即した地域防犯活動を共通の視点と協働の精神で行うものとします。

現在、行政・警察・市町村・関係団体などの中央組織で構成されている「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」と広域推進組織とは上下の関係になく互いに独立した組織であるが、地域課題を解決するために設けられる広域推進組織の取組と、推進本部の行う施策は当然の事ながら相関関係があり、関わり合いを深めながら縦横に隙間無く施策を推進していくことを目指します。また、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」については、京都府全域の防犯の取組を支えるに相応しい運営を図ることとします。

各組織では、それぞれの地域事情に応じた啓発などの活動や、地域の防犯活動の支援などを実施することとし、そのために必要となる予算をもつこととします。

3 重点施策

（1）広域推進組織の設置

歴史的に関わりが深い丹後・中丹・南丹・山城を区分として設置されている広域振興局単位での枠組みが望ましく、その枠組みで連絡横断的な組織を設置することとします。

一部、広域振興局管内で地域性の異なる場合、或いは既にそうした組織体がある地域については、それぞれで設置することも効果的です。なお、既存団体が存在する場合、地域防犯活動

が円滑に実施される最も相応しい枠組みを考慮して進めるものとします。

京都市域については、政令市である京都市の実情を踏まえ、現在の本庁直轄の体制を継続しつつ、京都市域の府民意見や防犯活動の動向を把握して施策に活かすこととします。

(2) 広域推進組織の運営

地域防犯活動は概ね小学校区程度の地域単位での取組みを基本とし、交番・駐在所がその拠点となっています。こうした実態を踏まえつつ、広域推進組織では市町村の枠組みを越えて広域圏で共通する課題や、必要な対策を共有し、府民に届きやすい啓発と事業実施について協議・検討するものとします。

また、同じく安心・安全をテーマとする消防防災等関連組織との合同開催や、学校安全に関する会議や協議会などと相乗効果を図ることとします。

運営の事務は府の機関である各広域振興局が担うことが望ましいと考えられます。

運営にあたっては、行政・警察・教育委員会の実施するそれぞれの施策を持ち寄り、地域の課題にあった事業は何かを選択し、または立ち上げていくというプロセスを踏むため、構成（参画）メンバーには市町村はじめ、自治会や子ども見守り隊など可能な限り多くの主体の参画を得ることとします。

【組織例】○○地域安心・安全まちづくり推進会議 又は 連絡協議会 など

主な議題：地域の犯罪情勢の確認と直近の事案などの情報共有

市町村や各団体の取組や広報啓発の状況を情報共有

防犯上の地域の課題の検討、それに基づく年間の取組や目標の確認

地域防犯活動の促進と府民活動への支援

(3) 広域推進組織と地域組織（府民）との連携

- ・「子ども・地域安全見守り隊」への支援を通じた連携
- ・定例的な会議等に基づく防犯関係情報の発信と関連意見の収受
- ・各種行事等への共同参画・参加

(4) 広域推進組織の取組活動

地域の犯罪情勢に関する警察からの情報提供や懸案事項の情報共有を図ります。また、地域の防犯上の課題に応じた取組を実施します。

【事業例】

- ・子ども地域安全見守り隊など地域防犯ボランティアの支援
ボランティア保険加入支援、資機材支援、活動助言 など
- ・割れ窓理論の実践(落書き消し)など地域環境の浄化(美化)活動
- ・「公共施設等の防犯指針」に基づく地域の安全環境改善の取組
危険箇所の改善、安全マップづくり、防犯カメラの活用と点検 など
- ・地域防犯活動事例報告会、活動研修会
- ・こども110番のいえ訓練、スタンプラリー など
- ・夏期や冬期、放課後等の子どもの見守り活動
- ・子どもによるグループ活動支援
- ・一斉パトロール
青パトで地域を協働して巡回など

- ・広報誌発行等防犯情報発信
- ・ふるさと見守り隊結成（子ども・高齢者・環境などトータルな地域見守り）
- ・防犯灯臨時設置等緊急対策
- ・街頭啓発、その他

（5）京都市域での取組

京都市域については、警察署・交番等が中心となり、京都市や京都市教育委員会が実施する施策等との調和を図りつつ、直接的に防犯ボランティアなど地域組織を応援していくこととします。

【事業例】

- ・子ども地域安全見守り隊など地域防犯ボランティアの支援
ボランティア保険加入支援、資機材支援、活動助言 など
- ・割れ窓理論の実践（落書き消し）など地域環境の浄化（美化）活動
- ・交番を中心とした地域防犯の交流「場」づくり
防犯アドバイス、マップ点検 など
- ・地域防犯活動リーダー養成
- ・青色回転灯積載車輌による子ども見守り隊パトロール強化
- ・廃止交番跡を活用した地域との協働防犯活動 など

（6）その他

これら、必要となる施策については、府民の代表である府議会の意志はもとより、各種広聴をはじめ、アクションプラン検討委員意見を十分反映させることとします。

また、個々の施策・事業の実施段階において、警察署や地元交番等の現場の警察力の支援が不可欠なことから、より地域に根ざした活動を多くの主体と連携して行っています。併せて、行政職員についても、防犯行政に関する識見を高めるための研鑽を引き続き積み重ねることとします。

犯罪のないまちづくりには、日常的な「防犯の視線」が重要であり、そのことに対して多くの府民から理解と協力が得られるよう、また犯罪のないまちづくりへの参画が進むように、今後も啓発事業を進めていくこととします。

〈参考：プラン検討委員〉（五十音順）

委員名	摘要
滝本 健二	亀岡市教育委員会 教育長
出口 常太郎	藤城学区自治連合会会長（藤城安全委員会子ども見守り隊）
西村 信行	京都南ロータリークラブ 直前会長
原 忍	五条警察署二条殿交番 交番相談員
藤岡 一郎（参与）	京都産業大学大学院法務研究科 教授
前川 桂子	単位防犯推進委員協議会会长連絡会 前会長
松本 光夫	宇治市 副市長

〈参考：プラン検討委員会 開催経過〉

日 時	場 所	議 題
第1回 7月 5日 14:00	ルビノ京都堀川	A.Pの進捗、地域課題、広域推進あり方 等
第2回 9月 3日 13:30	ルビノ京都堀川	推進体制の枠組み等、プラン骨子 等
第3回 10月11日 14:00	ルビノ京都堀川	プラン案、具体的な事業例 等